

## 議 事 録

議 長 只今から、令和5年11月定例農業委員会を開会させていただきます。  
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。  
なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものとしていたします。

事務局 傍聴者はありません。  
なお本日の委員会は、農業委員定数14名中13名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。  
また、推進委員は6名中5名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は4件、ご報告申し上げます案件は1件となっております。  
署名委員ですが、増田委員と西委員です。  
最後まで、よろしくお願い申し上げます。  
それでは議案第21号1番案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書について

### 【1番案件 朗読】

農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上でございます。

地区委員 それでは議案第21号1番案件につきまして、ご説明させていただきます。  
10月11日に現地確認をしてきました。

### 【場所説明】

譲受人の●●●●さんは85歳と高齢ですが、結婚する前から農作業をされており、農業歴は64年と結構経験がございます。ご主人は87歳ですが、お二人で仕事をされておりました。

勤め人の息子さんに休日の機械使いをお願いし、後はほとんどお二人でされて

いるそうです。

当該農地の作付けは、黒豆と里芋とサツマイモです。どれも立派なもので、サツマイモはちょうど収穫されたところでした。収穫した作物は、自家消費と親戚や友達にお裾分けをしておっしゃっていました。

当該農地の所有者として申請されましたが、現在所有している農地●●●●㎡も含めて、息子さんに将来は名義変更をする予定ということでした。●●●●㎡のうち●●●㎡の畑がお二人でされているそうです。

譲渡人の●●さんは52歳です。体が不自由で施設に入所されており、農業ができないことから、司法書士の●●●●さんが譲渡人の成年後見人であることを証明する登記事項証明書を法務局からいただいております。

ご夫婦で元気に農作業をされており、息子さんと同居されているので安心かと思えます。お二人には無理をしないように、また、怪我のないようにと言葉をかけておきました。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第21号2番案件の朗読をよろしくお願いします。

事務局 【2番案件 朗読】

農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

地区委員 それでは議案第21号2番案件につきまして、ご説明させていただきます。

11月5日に現地で譲受人の●●●●さん、ポルトガル国籍のご主人、住宅会社の●●●●●●●●の担当の方と行政書士の方に現地でお会いし、今回の申請内容について伺って参りました。

【場所説明】

●●さんご夫婦はこれまで●●●●●●●●で住まれており、その自宅のそばの農地で農業をし、米と野菜類を作っておられました。農地面積が約●●●

●㎡と●●さんにとっては広すぎることから、もう少し小さくて適当な広さの物件を探しておられた際にインターネットで手頃な物件に出会い、売買契約を10月14日に締結したとおっしゃっていました。

ご主人は、少し名の通った陶芸家だそうです。田舎のある程度広い場所で、自宅兼農地があるところが良くてここに決めたとおっしゃっていました。

土地は約●●●㎡とあまり広くないので、今後は玉ねぎ、ジャガイモ、イチジクなどを植え付ける予定だそうです。

耕運機等の機械については、これからこちらの方で、中古の農機具等を取得予定とおっしゃっていました。

譲渡人の●●さんは、現在●●●に自宅を建てられて住まわれており、設計関係の仕事をされています。以前は、自宅横の農地でお父さんや親戚の方が野菜類とか作っておられました。4年前に急にお父さんが亡くなられ、隣の自宅も今は空き家という状況なので、この度の売却になったそうです。

説明は終わりますが、私から見たら問題なしとっております。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 議案書では譲受人の住所は●●●と記載されていますが、もうこちらに変わっておられるのですか。

地区委員 まだです。

事務局 転入の手続きは、これから取られるそうです。ただし、売買契約書の写しをいただいて確認したところ、議案書に記載している土地を購入するという売買契約書になっていましたので、移り住まれることは間違いないと思います。

地区委員 契約については10月14日に売買契約を締結したと伺っており、書類でもそのことを確認させていただいております。

委員 ご主人は著名な陶芸家ということですが、農業はされないのですか。

地区委員 ●●●●でトラクターに乗っておられた写真を見せていただきました。ご夫婦ともに農業されているそうです。

結構海外も行かれるようで、10月20日頃に今回の事案の連絡を事務局からいただき、その後●●さんに連絡しましたが、ご夫婦でマカオに行かれるので月が変わらないと会えないということで、先日の5日にお会いした次第です。

議長 他にご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第22号につきまして、案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案第22号 農地法第3条許可の取消しについて

**【案件 朗読】**

それでは議案第22号につきまして、事務局からご説明させていただきます。

本件は、農地法第3条許可の取消願が10月5日付で提出されましたので、農地法第3条許可の取消しを確認していただくものです。

今年の7月5日に開催された定例農業委員会総会において、譲受人から高向・上原土地区画整理事業に伴う換地後も農業を継続することを誓約していただいた上で、許可の承認をいただきましたが、その後、譲受人が農業を継続することが困難になったことから取消願が提出されたものです。

なお、許可書をもって、譲渡人から譲受人への所有権移転登記ができることとなりますが、取消願とともに許可書が返還されており、所有権移転登記が行われていないことを確認しております。

7月5日の農業委員会で議案となった際に、地区委員から何度も本当に譲受人が農業をするのかをご確認いただきましたが、結局、本人が考えてきた末に取消願を提出されたということです。

以上よろしくご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 このような取消しの場合は、地区の農業委員が関与しなくていいのですか。

事務局 取消願ということで、本人から取り消してくださいとお願いしてこられたので、地区委員にはご連絡だけさせていただき、結局、このような次第でしたということで、ご了承いただいています。

議 長 他にご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決めました。次、議案第23号につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

【案件 朗読】

地区委員 それでは議案第23号につきまして、ご説明させていただきます。  
10月18日に現地で立会いをして、確認等をしました。

【場所説明】

被相続人の●●●●さんは今年の2月21日にお亡くなりになったということで、相続人である●●●●●●●●さんが今後これらの土地を相続され、ご連絡いただいた娘さんが手伝いながら引き続き耕作をされるそうです。

●●●●●●から●●●●●●までの土地は、大きな塀で囲まれた中で家の隣で庭の続きのようなところでイチジクや柿の木や花を植えていたり、真ん中の部分で畝を立てて野菜を作っておられました。

離れたところの●●●●●●と●●●●●●の方は、みかんの木等が植えられており、真ん中のところで畝を立てて耕作されている状況でした。

住宅地の中の区画整理をされたところですので、本格的に出荷する状態ではなく、自宅や親戚のところで消費できるくらいの量を育てているそうです。

耕作をされていましたし、これからも引き続き、娘さんの力を借りて、耕作をするということでしたので、私としては現地を確認し、署名をした次第です。  
以上よろしくご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決めまし

た。

これで審議案件4件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。

本日も報告申し上げます案件は、1件でございます。

では、報告第17号の朗読をお願いします。

事務局 報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

【案件 朗読】

市街化区域内の農地であることから、農地法第5条第1項第6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)に基づき、届出書に添付する書類が添付されている等要件を満たすため、受理するものです。

以上です。

議長 以上、報告案件1件、ご報告をいただきました。皆様のご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項の規定によりここに署名する。

議 長	垣内 俊夫	
署名委員	増田 勝紀	
署名委員	西 定彦	

## 協 議 会

### 協議事項

- 1 12月定例農業委員会について  
開催日 令和5年12月6日(水)午後1時30分から  
場 所 行政委員会室
- 2 大阪農業時報第854号について
- 3 農業委員会意見書提出の延期について
- 4 農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知に係る取扱い方法の変更について
- 5 活動記録カードについて
- 6 アンケートの回収状況等について
- 7 アシストスーツの講習会等について
- 8 その他

令和5年11月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	欠席	
8	西 定彦	農業委員	出席	議事録署名人
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	
12	前田 一郎	農業委員	出席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
15	松浦 孝次	農業委員	欠席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	